

## 郵便による入札に関する説明書

### 1 入札を「入札提出日時」前に行う方法

#### 入札を郵送で行う方法

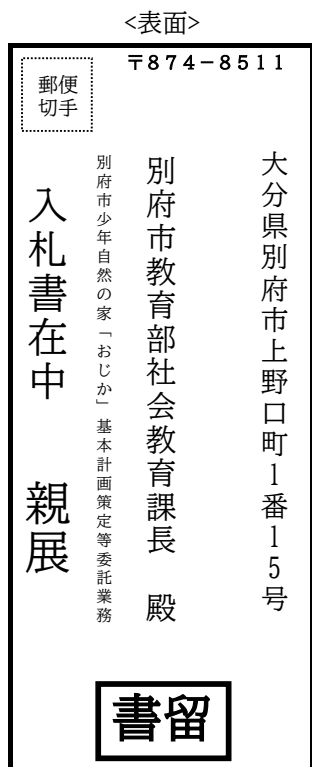
- (1) 入札を郵送で行う場合は、書留郵便によるものとする。  
 なお、封書は、二重封筒を原則とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に「件名」、「郵送による入札書の提出期限」及び「入札参加者名」を記載し、封緘封印のうえ、教育政策課長あての親展で提出しなければならない。
- (2) 郵送による入札書の提出期限までに到達しないものは無効とする。
- (3) 入札書の日付は、開札日を記載する。
- (4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 再度入札を行う場合は、改めて定める場所及び日時に行うものとする。



### 二重封筒による郵送の方法

#### 表封筒(※1)

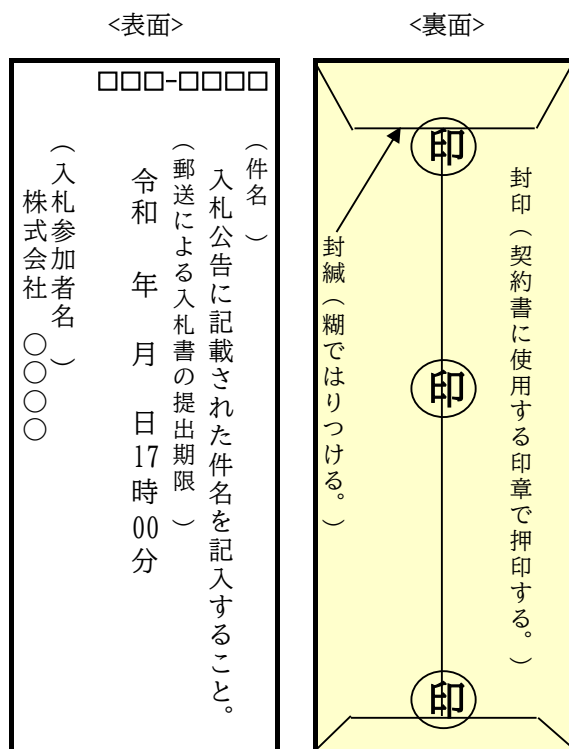
注) 表封筒は、各件名をまとめて郵送できるものとする。



表封筒(※1)に同封するもの  
 ・「中封筒」(※2)

#### 中封筒(※2)

注) 中封筒は、件名毎に作成すること。



中封筒(※2)に同封するもの  
 ・「入札書」(様式第4号)  
 ・「委任状」(様式第5号)